

○名寄地区衛生施設事務組合証紙に関する規則

(昭和48年3月30日規則第1号)

改正	昭和58年4月1日規則第4号 平成11年4月1日規則第1号 平成18年3月27日規則第2号 平成25年3月29日規則第2号 令和5年9月25日規則第7号	昭和59年2月27日規則第4号 平成16年3月30日規則第1号 平成19年3月12日規則第2号 令和5年3月17日規則第1号
----	--	---

(目的)

**第1条** この規則は、名寄地区衛生施設事務組合証紙条例（昭和47年条例第3号。以下「条例」という。）第3条第2項及び第8条の規定に基づき、証紙の形式及び証紙の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(証紙の形式)

**第2条** 条例第3条第2項による証紙の形式は、別表のとおりとする。

(証紙による収入金の納入方法)

**第3条** 条例第2条の規定により、証紙収入で徴収するものと定められたし尿収集手数料を組合に納入するときは、その納入すべき金額に相当する額面の証紙の半券を提出し、残りの半券を受領しなければならない。

(提出された証紙の取扱い)

**第4条** 証紙の取扱いに当たっては、所定の収入金に相当する額の証紙であることを確認の上、受理しなければならない。

(証紙の売り捌き)

**第5条** 証紙は、管理者の指定した場所において、出納員又は管理者の指定する売り捌き人（以下「売り捌き人」という。）が現金と引換えにこれを売り捌くものとする。

2 出納員及び売り捌き人は、売り捌きに支障のないように各種類の証紙を会計管理者から交付又は買受けし、証紙の額面に相当する金額で売り捌かなければならない。

3 出納員及び売り捌き人は、汚染又は棄損により無効のおそれがある証紙を売り捌いてはならない。

(証紙の売り捌き人)

**第6条** 条例第5条第1項の規定による売り捌き人の指定は、次に掲げる者のうちからその申請により管理者が指定する。

(1) 組合の指定金融機関、収納代理金融機関である銀行その他の金融機関

(2) その他管理者が必要と認めた者

(売り捌き人の指定の変更)

**第7条** 売り捌き人は、次の事項を管理者に届け出なければならない。

(1) 売り捌き人が死亡したため、相続して業務を行うとき。

(2) 売り捌き所を変更したいとき。

(3) 売り捌き所の業務を廃し、又は中断せざるを得なくなったとき。

(売り捌き人の指定の取消)

**第8条** 管理者は、前条の規定に違反した者又は継続して売り捌き人として適当でないとする明白かつ重大な理由を有する者に対しては、いつでもその指定を取消することができる。

(売り捌き人に対する証紙の売り渡し)

**第9条** 売り捌き人に対する証紙の売り渡しは、現金と引換えに行うものとする。

(売り捌き人の標示)

**第10条** 売り捌き人は、最も見やすい場所に標札を掲示しなければならない。

2 売り捌き人は、売り捌き従事者に身分証明書を携行せしめ、関係人から請求あるときは、これを掲示しなければならない。

(売り捌き手数料)

**第11条** 売り捌き人に対して、売り捌き手数料を交付する。

2 前項の証紙売り捌き手数料は、第9条の規定により納付した金額の100分の5に相当する額とする。

3 第1項の証紙売り捌き手数料の交付請求は、管理者が定める請求書によらなければならない。

(売り捌き代金の払込等)

**第12条** 出納員は、第5条第1項の規定により証紙を売り渡したときは、1日分をとりまとめ、その日又はその翌日までに現金払書に当該現金を添えて組合の指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。

2 出納員は、証紙を売り渡したときは、収入証紙出納状況報告書(別記様式第1号)により当月分を翌月10日までに会計管理者に提出しなければならない。

(証紙の交付又は買受)

**第13条** 出納員及び売り捌き人が第5条第2項の規定により証紙の交付又は買受けしようとするときは、収入証紙請求書(別記様式第2号)を会計管理者に提出しなければならない。

(証紙の出納)

**第14条** 会計管理者は、収入証紙出納簿(別記様式第3号)を備え、その出納を整理しなければならない。

2 出納員は、その保管に係る証紙について前項の規定に準じ、出納を整理しなければならない。

(証紙の返還等の請求)

**第15条** 条例第7条ただし書の規定により証紙を返還して現金の還付を受け、又は証紙の交換をしようとするときは、収入証紙代金還付及び交換請求書(別記様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

(売り捌き代金の収納手続)

**第16条** 第5条第1項の規定により払い込まれた証紙の売り捌き代金及び第9条の規定による売り捌き人の買受代金は、予算の定めるところにより歳入金として収納する。

2 証紙を受理した収入調定者(名寄地区衛生施設事務組合会計規則(平成18年規則第1号)で準用する名寄市会計規則(平成18年名寄市規則第60号)第2条第2号に規定する者をいう。)は、受理した証紙の額面金額を集計して前月分を毎月5日までに予算に定めるそれぞれの歳入科目に収入更正の手続をしなければならない。

附 則(昭和48年3月30日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年度から適用する。

附 則 (昭和58年4月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年2月27日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年3月30日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月27日規則第2号)

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成19年3月12日規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月17日規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月25日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の名寄地区衛生施設事務組合証紙に関する規則別表1の規定による形式の証紙は、当分の間、これを使用することができるものとする。



別記様式第2号 (第13条関係)

収入証紙請求書

収入証紙合計金額							
----------	--	--	--	--	--	--	--

市町村名	証紙種類	円証紙 (50枚綴) 円	円証紙 (50枚綴) 円	円証紙 (50枚綴) 円	円証紙 (50枚綴) 円	円証紙 (50枚綴) 円	計
		枚数					
	金額						
合計	冊数						
	枚数						
	金額						

上記のとおり請求します。

年 月 日

名寄地区衛生施設事務組合会計管理者 様

売り捌き人 氏名

印

交付してよろしいですか。

事務局長	総務課長	総務係長	係

収入証紙受領書

上記のとおり受領しました。

名寄地区衛生施設事務組合会計管理者 様

年 月 日

売り捌き人 氏名

印

別記様式第3号 (第14条関係)

収入証紙出納簿 ( 年度)

証紙種類	200券 ( 円)		800券 ( 円)		1000券 ( 円)		2000券 ( 円)		5000券 ( 円)	
受入数	枚		枚		枚		枚		枚	
払出月日	払出数	残	払出数	残	払出数	残	払出数	残	払出数	残

別記様式第4号 (第15条関係)

代金還付  
収入証紙 請求書  
交 換

年 月 日

名寄地区衛生施設事務組合会計管理者 様

住所

請求者

氏名

印

次のとおり収入証紙を [ 返還しますので当該代金を還付 ] されたく請求します。  
交 換

請求の理由 \_\_\_\_\_

証紙種類		円証紙 (50枚綴)	円証紙 (50枚綴)	円証紙 (50枚綴)	円証紙 (50枚綴)	円証紙 (50枚綴)	計
市町村名		円	円	円	円	円	
	枚数						
	金額						
合計	冊数						
	枚数						
	金額						

請求金額 \_\_\_\_\_